

兵庫県公報

平成25年3月15日 金曜日 第2474号

発行人
兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗＝県旗)

目次

告 示	ページ
○ 土地改良法に基づく換地処分を行った旨の届出（農地整備課）	1
○ 県営土地改良事業計画の決定及び関係書類の縦覧（同）	2
○ 保安林の指定（豊かな森づくり課）	2
○ 保安林の指定施業要件の変更予定通知（同）	2
○ 同 上（同）	3
○ 同 上（同）	3
○ 同 上（同）	4
○ 同 上（同）	4
○ 同 上（同）	4
○ 同 上（同）	5
○ 同 上（同）	5
○ 同 上（同）	6
○ 同 上（同）	6
○ 同 上（同）	6
○ 道路の区域の変更、供用開始等（道路保全課）	7
○ 道路の区域の変更及び供用開始（同）	7
○ 同 上（同）	8
○ 道路の区域の変更及び在来道路の供用廃止（同）	8
公 告	
○ 特定非営利活動法人の設立に係る認証の申請（県民生活課）	8
○ 特定非営利活動法人の定款変更に係る認証の申請（同）	10
○ 都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告（建築指導課）	11
病院局管理規程	
○ 病院局医師修学資金貸与規程の一部を改正する管理規程	12
○ 病院局地域医師修学資金貸与規程の一部を改正する管理規程	12
選挙管理委員会告示	
○ 政治団体から提出された平成20年分の収支報告書の要旨	13
○ 政治団体から提出された平成21年分の収支報告書の要旨	13
○ 政治団体から提出された平成22年分の収支報告書の要旨	14
○ 政治団体から提出された平成23年分の収支報告書の要旨	14
○ 政治資金規正法に基づく政治団体の解散に係る収支報告書の要旨	18

告 示

兵庫県告示第399号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第54条第3項の規定により、次の土地改良区から換地処分を行った旨の届出があった。

平成25年3月15日

兵庫県知事 井戸敏三

土地改良区の名称	地区名
夜久野高原土地改良区	宮地区



兵庫県告示第400号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により、次の県営土地改良事業を行うため、土地改良事業計画を平成25年3月5日に定めたので、土地改良事業計画書の写しを縦覧に供する。

この計画について不服がある場合には、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に、兵庫県知事に対して異議申立てをすることができる。

さらに、当該異議申立てに係る決定書を受け取った日の翌日から起算して6か月以内に、神戸地方裁判所に對し、兵庫県を被告として、当該決定の取消しの訴えを提起することができる。

なお、この処分については、同条第10項の定めにより、この処分についての異議申立てに係る決定に対してのみ取消しの訴えを提起することができる。

平成25年3月15日

兵庫県知事 井戸敏三

事業名	地区名	縦覧の期間	縦覧の場所
農村災害対策整備事業	神出岩岡地区(秋田下池)	平成25年3月15日から 同年4月4日まで	神戸市 西区役所



兵庫県告示第401号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成25年3月15日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 保安林の所在場所
神戸市北区山田町下谷上字中一里山4の1（次の図に示す部分に限る。）
- 2 指定の目的
土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐は、択伐による。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を兵庫県農政環境部環境創造局豊かな森づくり課、神戸県民局神戸農林水産振興事務所及び神戸市役所に備え置いて縦覧に供する。）



兵庫県告示第402号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第29条の規定により、農林水産大臣から次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があった。

平成25年3月15日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
養父市八鹿町石原宇奥山1639、1640（次の図に示す部分に限る。）、1640の4
- 2 保安林として指定された目的
水源の涵養
- 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で

定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を兵庫県農政環境部環境創造局豊かな森づくり課、但馬県民局朝来農林振興事務所及び養父市役所に備え置いて縦覧に供する。)



兵庫県告示第403号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第29条の規定により、農林水産大臣から次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があった。

平成25年 3月15日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
養父市長野字ヲク山50、字宿南122、128、字大谷山186、188の6、192、199の1（次の図に示す部分に限る。）、216、字内山264の3、264の4
- 2 保安林として指定された目的
水源の涵養
- 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を兵庫県農政環境部環境創造局豊かな森づくり課、但馬県民局朝来農林振興事務所及び養父市役所に備え置いて縦覧に供する。)



兵庫県告示第404号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第29条の規定により、農林水産大臣から次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があった。

平成25年 3月15日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
養父市餅耕地字サヽ86の1、89、92、93の1、93の2、94の2から94の7まで、368から372まで
- 2 保安林として指定された目的
水源の涵養
- 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
字サヽ92・94の2・94の4・94の7（以上4筆について次の図に示す部分に限る。）、86の1、89、368
 - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を兵庫県農政環境部環境創造局豊かな森づくり課、但馬県民局朝来農林振興事務所及び養父市役所に備え置いて縦覧に供する。)



兵庫県告示第405号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第29条の規定により、農林水産大臣から次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があった。

平成25年 3月15日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
養父市餅耕地字ヒナタ13、22の1
- 2 保安林として指定された目的
水源の涵養
- 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を兵庫県農政環境部環境創造局豊かな森づくり課、但馬県民局朝来農林振興事務所及び養父市役所に備え置いて縦覧に供する。）



兵庫県告示第406号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第29条の規定により、農林水産大臣から次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があった。

平成25年 3月15日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
養父市能座字大谷148、148の1、148の2
- 2 保安林として指定された目的
水源の涵養
- 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を兵庫県農政環境部環境創造局豊かな森づくり課、但馬県民局朝来農林振興事務所及び養父市役所に備え置いて縦覧に供する。）



兵庫県告示第407号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第29条の規定により、農林水産大臣から次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があった。

平成25年 3月15日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
養父市森字ウシロガ谷90（次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的
水源の涵養

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を兵庫県農政環境部環境創造局豊かな森づくり課、但馬県民局朝来農林振興事務所及び養父市役所に備え置いて縦覧に供する。)



兵庫県告示第408号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第29条の規定により、農林水産大臣から次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があった。

平成25年 3月15日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

養父市森字ウシロガ谷90（次の図に示す部分に限る。）、90の1、90の2

2 保安林として指定された目的

水源の涵養

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を兵庫県農政環境部環境創造局豊かな森づくり課、但馬県民局朝来農林振興事務所及び養父市役所に備え置いて縦覧に供する。)



兵庫県告示第409号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第29条の規定により、農林水産大臣から次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があった。

平成25年 3月15日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

養父市森字長右衛門山88の1、88の2

2 保安林として指定された目的

水源の涵養

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を兵庫県農政環境部環境創造局豊かな森づくり課、但馬県民局朝

来農林振興事務所及び養父市役所に備え置いて縦覧に供する。)



兵庫県告示第410号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第29条の規定により、農林水産大臣から次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があった。

平成25年 3月15日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
養父市森字才木南側113の1から113の3まで、113の5、字才木北側115、115の1、115の2
- 2 保安林として指定された目的
水源の涵養
- 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
字才木南側113の3・113の5（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）
 - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を兵庫県農政環境部環境創造局豊かな森づくり課、但馬県民局朝来農林振興事務所及び養父市役所に備え置いて縦覧に供する。）



兵庫県告示第411号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第29条の規定により、農林水産大臣から次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があった。

平成25年 3月15日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
養父市三谷字三谷北側183（次の図に示す部分に限る。）、183の34から183の53まで、183の56から183の60まで、183の62から183の74まで
- 2 保安林として指定された目的
水源の涵養
- 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を兵庫県農政環境部環境創造局豊かな森づくり課、但馬県民局朝来農林振興事務所及び養父市役所に備え置いて縦覧に供する。）



兵庫県告示第412号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第29条の規定により、農林水産大臣から次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があった。

平成25年 3月15日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
養父市三谷字三谷北側183（次の図に示す部分に限る。）、183の1
 - 2 保安林として指定された目的
水源の涵養
 - 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
- （「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を兵庫県農政環境部環境創造局豊かな森づくり課、但馬県民局朝来農林振興事務所及び養父市役所に備え置いて縦覧に供する。）



兵庫県告示第413号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定により、道路の区域を次のように変更し、平成25年 3月15日から供用を開始し、在来道路の供用を廃止する。

その関係図面は、平成25年 3月15日から 2週間、丹波県民局丹波土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成25年 3月15日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

道路の種類 路線名	道 路 の 区 域				
	区 間	旧新	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備考
県道 篠 山 山 南 線	丹波市山南町谷川字踊場2354番 1 から 同 市山南町谷川字岸ノ上2256番 4 まで	旧	8.0から 40.0まで	321.0	一部 予定地
		新	8.0から 38.0まで	318.0	一部 予定地



兵庫県告示第414号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定により、道路の区域を次のように変更し、平成25年 3月15日から供用を開始する。

その関係図面は、平成25年 3月15日から 2週間、北播磨県民局加東土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成25年 3月15日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

道路の種類 路線名	道 路 の 区 域				
	区 間	旧新	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備考
県道 加 古 川 三 田 線	三木市岩宮字丁田203番から 同 市岩宮字高通104番まで	旧	9.0から 18.0まで	122.0	
		新	9.0から 22.0まで	122.0	



兵庫県告示第415号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定により、道路の区域を次のように変更し、平成25年3月15日から供用を開始する。

その関係図面は、平成25年3月15日から2週間、中播磨県民局姫路土木事務所において一般の縦覧に供する。
平成25年3月15日

兵庫県知事 井戸敏三

道路の種類 路線名	道路の区域				
	区 間	旧新	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備考
県道 姫路上郡線	姫路市飾西字古池748番1から 同 市飾西字古池748番2まで	旧	10.0から 29.0まで	66.0	
		新	13.0から 46.0まで	76.0	
県道 石倉玉田線	姫路市菅生台2番1から 同 市書写2966番2まで	旧	32.0から 41.0まで	26.0	
		新	32.0から 46.0まで	26.0	



兵庫県告示第416号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定により、道路の区域を次のように変更し、平成25年3月15日から在来道路の供用を廃止する。

その関係図面は、平成25年3月15日から2週間、中播磨県民局姫路土木事務所において一般の縦覧に供する。
平成25年3月15日

兵庫県知事 井戸敏三

道路の種類 路線名	道路の区域				
	区 間	旧新	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備考
県道 姫路新宮線	姫路市飾西字古池748番1から 同 市飾西字古池748番17まで	旧	14.0から 27.0まで	46.0	
		新	14.0から 15.0まで	46.0	

公 告

特定非営利活動法人の設立に係る認証の申請

特定非営利活動法人の設立代表者から設立に係る認証の申請があったので、特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第2項及び県民ボランティア活動の促進等に関する条例（平成10年兵庫県条例第39号）第17条の規定により、兵庫県企画県民部県民文化局県民生活課、同部管理局文書課県民情報センター、神戸県民局、阪神南県民局、阪神北県民局、東播磨県民局、北播磨県民局、中播磨県民局、西播磨県民局、但馬県民局、淡路県民局及び丹波の森公苑において、関係書類を縦覧に供する。

なお、関係書類の縦覧期間は申請を受け付けた年月日から2週間とする。

平成25年3月15日

兵庫県知事 井戸敏三

1 (1) 申請受付年月日 平成25年2月28日

(2) 特定非営利活動法人の名称等

ア 名称 特定非営利活動法人あなたらしくをサポート

イ 代表者の氏名 中 田 香 子

ウ 主たる事務所の所在地 伊丹市西野8丁目3番地 桜台ハイツ2-1202

エ 定款に記載された目的

この法人は、伊丹市内外の子どもから高齢者まで、すべての人が自分らしく生きることができるよう、男女共同参画の視点に基づく各種の活動を行うことにより、自信と安心と笑顔に満ちた生き活きとした地域づくりに寄与することを目的とする。

2(1) 申請受付年月日 平成25年2月28日

(2) 特定非営利活動法人の名称等

ア 名称 特定非営利活動法人明石プラモデル甲子園プロジェクト

イ 代表者の氏名 上 山 英 光

ウ 主たる事務所の所在地 加古郡播磨町宮西1丁目21番4-2号

エ 定款に記載された目的

この法人は、一般、とりわけ次代を担う子どもたちに対して、プラモデルを通じたものづくりの大切さを伝える事業を行い、社会教育の推進、子どもの健全育成に寄与することを目的とする。

加えて、広く明石市内外からの誘客を図り、まちのにぎわいづくりの一助とする。

3(1) 申請受付年月日 平成25年2月28日

(2) 特定非営利活動法人の名称等

ア 名称 特定非営利活動法人スポーツアカデミー「Shine」

イ 代表者の氏名 竹 本 武 志

ウ 主たる事務所の所在地 西脇市前島町21番地の1

エ 定款に記載された目的

この法人は、西脇市を中心としたジュニアから中高年までの住民に対して、スポーツクラブの活動および不登校や引きこもり等の教育問題に関する事業を行い、次世代の人材育成や地域活性化に寄与することを目的とする。

4(1) 申請受付年月日 平成25年2月28日

(2) 特定非営利活動法人の名称等

ア 名称 特定非営利活動法人ベストベースボールアソシエーション

イ 代表者の氏名 齊 藤 誠

ウ 主たる事務所の所在地 姫路市城東町清水13番地 京口団地5棟301号

エ 定款に記載された目的

この法人は、広く一般市民に対して硬式野球活動を通じて、青少年育成に関する事業等を行い、地域の繁栄に寄与することを目的とする。

5(1) 申請受付年月日 平成25年2月28日

(2) 特定非営利活動法人の名称等

ア 名称 特定非営利活動法人IT化アシストHyogo

イ 代表者の氏名 柳 田 哲 史

ウ 主たる事務所の所在地 加古川市平岡町山の上251番地の3

エ 定款に記載された目的

この法人は、地元企業及び社会福祉法人に対してIT化促進支援に関する事業を行い、法人の情報化促進に寄与することを目的とする。

6(1) 申請受付年月日 平成25年2月28日

(2) 特定非営利活動法人の名称等

ア 名称 NPO法人シェアフィールド

イ 代表者の氏名 永 井 麻 子

ウ 主たる事務所の所在地 宝塚市中山五月台6丁目1番14-110号

エ 定款に記載された目的

この法人は、生きがいのある豊かな地域生活及び社会生活を望む人々に対して、活動地域の人々と共に生活環境、就労環境、社会環境の向上に関する事業を行い、自立と共生が持続的に可能な社会の実現に寄与することを目的とする。

7(1) 申請受付年月日 平成25年2月28日

(2) 特定非営利活動法人の名称等

ア 名称 特定非営利活動法人地球のなかま

イ 代表者の氏名 宮 本 勉

ウ 主たる事務所の所在地 加東市山国2032番地14

エ 定款に記載された目的

この法人は、北播磨地域に在住する障害者に対して自立支援に関する事業を行い、障害者並びに支援者の生きがい創造と公共福祉の増進に寄与することを目的とする。

8 (1) 申請受付年月日 平成25年 2月28日

(2) 特定非営利活動法人の名称等

ア 名称 特定非営利活動法人自立生活支援センター 歩

イ 代表者の氏名 天 満 美 穂

ウ 主たる事務所の所在地 三木市志染町青山5丁目9番地の5

エ 定款に記載された目的

この法人は、さまざまなライフステージで自立生活支援を必要とする人々に対し、保育、家事、学習、就労等の支援および相談、地域づくりの為の調査研究の活動を行い、自らの生活を主体的に決定する住民自治によるまちづくり、地域福祉の充実に寄与することを目的とする。



特定非営利活動法人の定款変更に係る認証の申請

特定非営利活動法人から定款変更に係る認証の申請があったので、特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第5項において準用する同法第10条第2項及び県民ボランティア活動の促進等に関する条例（平成10年兵庫県条例第39号）第17条の規定により、兵庫県企画県民部県民文化局県民生活課、同部管理局文書課県民情報センター、神戸県民局、阪神南県民局、阪神北県民局、東播磨県民局、北播磨県民局、中播磨県民局、西播磨県民局、但馬県民局、淡路県民局及び丹波の森公苑において、関係書類を縦覧に供する。

なお、関係書類の縦覧期間は申請のあった年月日から2月間とする。

平成25年 3月15日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 (1) 申請受付年月日 平成25年 2月28日

(2) 特定非営利活動法人の名称等

ア 名称 特定非営利活動法人日本レスキュー協会

イ 代表者の氏名 伊 藤 裕 成

ウ 主たる事務所の所在地 伊丹市下河原2丁目2番13号

エ 定款に記載された目的

この法人は、災害救助犬の育成及び国内外への派遣に関する事業を行うことにより、もって人命救助活動や地域安全活動に寄与すること並びに、セラピードッグの育成、派遣に関する事業を行うことにより、もってあらゆるリハビリテーション活動や心のケア活動に寄与し、また、社会に対する動物愛護精神の啓蒙と動物保護活動を推進することを目的とする。

2 (1) 申請受付年月日 平成25年 2月28日

(2) 特定非営利活動法人の名称等

ア 名称 特定非営利活動法人姫路自立生活支援センター

イ 代表者の氏名 妻 鹿 恵

ウ 主たる事務所の所在地 姫路市白国1丁目2番15号 コーポあまの2 1-2

エ 定款に記載された目的

この法人は、障害者に対して、自らが望む自立生活を営めるように、必要な支援事業を行い、社会全体の福祉を増進させ、共に生きる地域社会づくりに寄与することを目的とする。

3 (1) 申請受付年月日 平成25年 2月28日

(2) 特定非営利活動法人の名称等

ア 名称 特定非営利活動法人イ・キューブ

イ 代表者の氏名 盛 岡 通

ウ 主たる事務所の所在地 宝塚市売布4丁目3番14号

エ 定款に記載された目的

この法人は、市民、事業者、行政に対して、環境サービスおよび環境ビジネスに関する企画・提案、

コンサルティング、教育研修に関する事業を行い、持続可能な社会の形成に寄与することを目的とする。

4 (1) 申請受付年月日 平成25年 2月28日

(2) 特定非営利活動法人の名称等

- ア 名称 特定非営利活動法人陽だまり
- イ 代表者の氏名 森 本 長 壽
- ウ 主たる事務所の所在地 篠山市味間南905番地 4
- エ 定款に記載された目的

この法人は、障害者に対し関係機関や福祉団体との連携をはかりながら、障害者の自律に関わる共同事業所及び小規模作業所の運営を行い、市民の幅広い支援を得つつ障害者が社会に対し義務を果たしながら、生きがいを持ち安心して生活することが出来る地域社会づくりに寄与する事を目的とする。

5 (1) 申請受付年月日 平成25年 2月28日

(2) 特定非営利活動法人の名称等

- ア 名称 特定非営利活動法人あ・ぷり
- イ 代表者の氏名 吉 谷 しのぶ
- ウ 主たる事務所の所在地 宝塚市金井町 2 番 2
- エ 定款に記載された目的

この法人は、障害を持つ人々、児童、高齢者等はもちろんのこと、その家族および近隣地域の青少年を含めた地域住民に対して、生活支援や自立支援など福祉に関する事業活動とともに、相互互助の精神のもと、自らの社会参加を促す地域コミュニティ作りの推進及び地域の方々との連携を図ることにより、その地域でごく普通の暮らしを営むことができる地域社会の実現を図ることを目的とする。



都市計画法第36条第 3 項に基づく工事完了公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第 1 項の規定による許可に係る次の開発行為に関する工事は、完了した。

平成25年 3月15日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 (1) 開発区域又は工区に含まれる地域の名称
西脇市和田町字西嶋田193番 1、230番
- (2) 開発許可を受けた者の住所及び氏名又は名称
東京都台東区上野七丁目14番 4 号
大和情報サービス株式会社 代表取締役 藤 田 勝 幸
- (3) 許可年月日及び許可番号
平成24年12月26日
兵庫県指令北播（加土）（建）第 1 - 16号（24西脇）

- 2 (1) 開発区域又は工区に含まれる地域の名称
三木市別所町小林字釜ヶ谷734番768
- (2) 開発許可を受けた者の住所及び氏名又は名称
福岡市博多区博多駅東二丁目10番 1 号 第一福岡ビルS館 4階
株式会社コスモス薬品 代表取締役 宇 野 正 晃
- (3) 許可年月日及び許可番号
平成24年 9月13日
兵庫県指令北播（加土）（建）第 1 - 8号（24三木）

- 3 (1) 開発区域又は工区に含まれる地域の名称
小野市万勝寺町字中山中越548番 9 の一部
- (2) 開発許可を受けた者の住所及び氏名又は名称
姫路市城東町清水 6 番地
姫路合同貨物自動車株式会社 代表取締役 北 野 耕 司
- (3) 許可年月日及び許可番号
平成24年 7月17日
兵庫県指令北播（加土）（建）第 1 - 6号（24小野）

- 4 (1) 開発区域又は工区に含まれる地域の名称
淡路市生穂新島 9 番 1
- (2) 開発許可を受けた者の住所及び氏名又は名称
東京都中央区日本橋 1 丁目13番地 1 号 日鐵日本橋ビル 4 階
東洋合成工業株式会社 代表取締役社長 木 村 有 仁
- (3) 許可年月日及び許可番号
平成24年 3月 9日
兵庫県指令淡路（洲土）（建）第 1－3－2号（23淡路）

病 院 局 管 理 規 程

病院局医師修学資金貸与規程の一部を改正する管理規程をここに公布する。

平成25年 3月15日

兵庫県病院事業管理者 前 田 盛

兵庫県病院局管理規程第 1 号

病院局医師修学資金貸与規程の一部を改正する管理規程

病院局医師修学資金貸与規程（平成17年兵庫県病院局管理規程第 6 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条第 3 項中「は、無利息とする。」を「には、貸与した日の翌日から最後に貸与した日までの期間の日数に応じ、貸与した額につき年10パーセントの割合で計算した返還利息（以下「返還利息」という。）を付するものとする。」に改め、同条中第 4 項を第 5 項とし、第 3 項の次に次の 1 項を加える。

4 返還利息を計算する場合の年当たりの割合は、^{じゆん} 閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合とする。

第 9 条の見出し中「返還」を「返還等」に改め、同条第 1 項中「した後、」の右に「当該被貸与者の意向及び各県立病院において医師が不足している状況を勘案した上で、管理者が指定する」を、「返還」の右に「及び当該修学資金に係る返還利息の納付」を加え、同条第 2 項中「返還」の右に「及び当該修学資金に係る返還利息の納付」を加え、同条第 3 項中「債務」の右に「又は当該修学資金に係る返還利息」を加える。

第10条の見出しを「(返還等)」に改め、同条第 1 項中「修学資金を一括して返済」を「、修学資金を一括して返済するとともに、当該修学資金に係る返還利息を納付」に改め、同条第 2 項中「の返還」の右に「若しくは当該修学資金に係る返還利息の納付」を、「又は返還」の右に「若しくは納付」を加える。

第11条第 2 項を次のように改める。

2 第 4 条第 4 項の規定は、前項で定める延滞利息を計算する場合について準用する。

附 則

(施行期日)

1 この管理規程は、平成25年 4月 1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の病院局医師修学資金貸与規程第 4 条、第 9 条及び第10条の規定は、この管理規程の施行の日以後に修学資金の貸与の決定を受ける者から適用し、同日前に修学資金の貸与の決定を受けた者については、なお従前の例による。



病院局地域医師修学資金貸与規程の一部を改正する管理規程をここに公布する。

平成25年 3月15日

兵庫県病院事業管理者 前 田 盛

兵庫県病院局管理規程第 2 号

病院局地域医師修学資金貸与規程の一部を改正する管理規程

病院局地域医師修学資金貸与規程（平成22年兵庫県病院局管理規程第 1 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条第 3 項中「は、無利息とする。」を「には、貸与した日の翌日から最後に貸与した日までの期間の日数に応じ、貸与した額につき年10パーセントの割合で計算した返還利息（以下「返還利息」という。）を付するものとする。」に改め、同条中第 4 項を第 5 項とし、第 3 項の次に次の 1 項を加える。

4 返還利息を計算する場合の年当たりの割合は、^{じゆん}閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合とする。

第9条の見出し中「返還」を「返還等」に改め、同条第1項及び第2項中「返還」の右に「及び当該修学資金に係る返還利息の納付」を加え、同条第3項中「債務」の右に「又は当該修学資金に係る返還利息」を加える。

第10条の見出しを「(返還等)」に改め、同条第1項中「修学資金を一括して返済」を「、修学資金を一括して返済するとともに、当該修学資金に係る返還利息を納付」に改め、同条第2項中「の返還」の右に「若しくは当該修学資金に係る返還利息の納付」を、「又は返還」の右に「若しくは納付」を加える。

第11条第2項を次のように改める。

2 第4条第4項の規定は、前項で定める延滞利息を計算する場合について準用する。

附 則

(施行期日)

1 この規定は、平成25年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の病院局医師修学資金貸与規程第4条、第9条及び第10条の規定は、この管理規程の施行の日以後に修学資金の貸与の決定を受ける者から適用し、同日前に修学資金の貸与の決定を受けた者については、なお従前の例による。

選挙管理委員会告示

兵庫県選挙管理委員会告示第7号

政治資金規正法(昭和23年法律第194号)第12条第1項の規定により政治団体から提出された平成20年分の収支に関する報告書の要旨を、同法第20条第1項の規定により次のとおり公表する。

平成25年3月15日

兵庫県選挙管理委員会

委員長 武田 丈 蔵

収支報告書の要旨(その他の政治団体)

(単位 円)

水野雅広後援会

報告年月日 24.09.11

1 収入総額	157,500
本年收入額	157,500
2 支出総額	100,000
3 本年收入の内訳	
寄附	157,500
個人分	157,500
4 支出の内訳	
政治活動費	100,000
組織活動費	100,000
5 寄附の内訳	
(個人分)	
水 野 雅 広	157,500 養父市



兵庫県選挙管理委員会告示第8号

政治資金規正法(昭和23年法律第194号)第12条第1項の規定により政治団体から提出された平成21年分の収支に関する報告書の要旨を、同法第20条第1項の規定により次のとおり公表する。

平成25年3月15日

兵庫県選挙管理委員会

委員長 武田 丈 蔵

収支報告書の要旨（その他の政治団体）

（単位 円）

水野雅広後援会

報告年月日 24. 09. 11

1 収入総額	57,500
前年繰越額	57,500
2 支出総額	57,500
3 支出の内訳	
政治活動費	57,500
組織活動費	57,500



兵庫県選挙管理委員会告示第9号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第12条第1項の規定により政治団体から提出された平成22年分の収支に関する報告書の要旨を、同法第20条第1項の規定により次のとおり公表する。

平成25年 3月15日

兵庫県選挙管理委員会
委員長 武 田 丈 蔵

収支報告書の要旨（その他の政治団体）

（単位 円）

水野雅広後援会

報告年月日 24. 09. 11

1 収入総額	0
2 支出総額	0



兵庫県選挙管理委員会告示第10号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第12条第1項の規定により政治団体から提出された平成23年分の収支に関する報告書の要旨を、同法第20条第1項の規定により次のとおり公表する。

平成25年 3月15日

兵庫県選挙管理委員会
委員長 武 田 丈 蔵

収支報告書の要旨（政党の支部）

（単位 円）

自由民主党兵庫県歯科技工士会支部

報告年月日 24. 10. 17

1 収入総額	206,000
本年收入額	206,000
2 支出総額	206,000
3 本年收入の内訳	
個人の党費・会費（57人）	206,000
4 支出の内訳	
政治活動費	206,000
寄附・交付金	206,000

収支報告書の要旨（資金管理団体）

（単位 円）

くすのき会

資金管理団体の届出をした者の氏名

楠 明 廣

資金管理団体の届出に係る公職の種類	たつの市議会議員
報告年月日 24. 09. 05	
1 収入総額	0
2 支出総額	0

千住啓介と共に熱くなる会

資金管理団体の届出をした者の氏名	千 住 啓 介
資金管理団体の届出に係る公職の種類	明石市議会議員
報告年月日 24. 12. 28	
1 収入総額	1, 484, 751
前年繰越額	57, 351
本年收入額	1, 427, 400
2 支出総額	1, 474, 074
3 本年收入の内訳	
寄附	1, 427, 400
個人分	1, 305, 000
政治団体分	122, 400
4 支出の内訳	
経常経費	711, 379
光熱水費	54, 570
備品・消耗品費	19, 137
事務所費	637, 672
政治活動費	762, 695
機関紙誌の発行その他の事業費	762, 695
機関紙誌の発行事業費	637, 820
宣伝事業費	124, 875
5 寄附の内訳	
(個人分)	
千 住 啓 介	1, 300, 000 明石市
年間5万円以下のもの	5, 000
(政治団体分)	
日本創新党	92, 400 東京都港区
年間5万円以下のもの	30, 000

阪神経済フォーラム

資金管理団体の届出をした者の氏名	近 石 武 夫
資金管理団体の届出に係る公職の種類	宝塚市議会議員
報告年月日 24. 10. 02	
1 収入総額	2, 735, 000
前年繰越額	2, 735, 000
2 支出総額	0

山本けいこサポートクラブ

資金管理団体の届出をした者の氏名	酒 井 敬 子
資金管理団体の届出に係る公職の種類	宝塚市議会議員
報告年月日 24. 12. 27	
1 収入総額	11, 010
前年繰越額	11, 010
2 支出総額	0

遙山会

資金管理団体の届出をした者の氏名

池 畑 浩太郎

資金管理団体の届出に係る公職の種類

兵庫県議会議員

報告年月日 24. 11. 06

1 収入総額	791
前年繰越額	791
2 支出総額	0

収支報告書の要旨（その他の政治団体）

(単位 円)

今里あけみ後援会

報告年月日 24. 10. 09

1 収入総額	1, 159, 000
前年繰越額	1, 000, 000
本年收入額	159, 000
2 支出総額	1, 159, 000
3 本年收入の内訳	
寄附	159, 000
個人分	159, 000
4 支出の内訳	
経常経費	902, 000
人件費	582, 000
事務所費	320, 000
政治活動費	257, 000
組織活動費	257, 000
5 寄附の内訳	
(個人分)	
今 里 秀 和	159, 000 姫路市

太田よしおをおうえんする会

報告年月日 24. 12. 27

1 収入総額	0
2 支出総額	0

笹田守後援会

報告年月日 24. 12. 27

1 収入総額	10, 620
前年繰越額	10, 620
2 支出総額	0

近石たけおを育てる会

報告年月日 24. 10. 02

1 収入総額	0
2 支出総額	0

永井まちこ後援会

報告年月日 24. 09. 03

1 収入総額	16, 000
本年收入額	16, 000
2 支出総額	15, 790

3 本年収入の内訳		
個人の党費・会費 (32人)		16,000
4 支出の内訳		
政治活動費		15,790
組織活動費		15,790

練木恵子後援会

報告年月日 24.09.04

1 収入総額		0
2 支出総額		0

濱崎ふみたか後援会

報告年月日 24.11.12

1 収入総額		0
2 支出総額		0

兵庫県歯科技工士連盟

報告年月日 24.10.17

1 収入総額		622,601
前年繰越額		135,501
本年收入額		487,100
2 支出総額		332,260
3 本年収入の内訳		
個人の党費・会費 (241人)		281,100
寄附		206,000
政治団体分		206,000
4 支出の内訳		
経常経費		76,520
人件費		36,000
光熱水費		19,700
備品・消耗品費		10,820
事務所費		10,000
政治活動費		255,740
組織活動費		20,880
寄附・交付金		206,000
その他の経費		28,860
5 寄附の内訳		
(政治団体分)		
自由民主党兵庫県歯科技工士会支部	206,000	神戸市兵庫区

水野雅広後援会

報告年月 24.09.11

1 収入総額		0
2 支出総額		0

八木多喜子後援会

報告年月日 24.11.29

1 収入総額		43,915
前年繰越額		43,915
2 支出総額		0

八木米太郎後援会

報告年月日 24.10.02

1	収入総額		191,507
	前年繰越額		26,507
	本年收入額		165,000
2	支出総額		178,325
3	本年收入の内訳		
	寄附		165,000
	個人分		165,000
4	支出の内訳		
	経常経費		53,730
	光熱水費		16,519
	備品・消耗品費		5,952
	事務所費		31,259
	政治活動費		124,595
	組織活動費		37,680
	機関紙誌の発行その他の事業費		86,915
	宣伝事業費		86,915
5	寄附の内訳		
	(個人分)		
	年間5万円以下のもの	165,000	

山口みさえ後援会「みさえ広場」

報告年月日 24.10.23

1	収入総額		410,242
	前年繰越額		10,242
	本年收入額		400,000
2	支出総額		407,795
3	本年收入の内訳		
	寄附		400,000
	個人分		400,000
4	支出の内訳		
	政治活動費		407,795
	組織活動費		173,435
	機関紙誌の発行その他の事業費		234,360
	機関紙誌の発行事業費		234,360
5	寄附の内訳		
	(個人分)		
	山 口 み さ え	400,000	芦屋市



兵庫県選挙管理委員会告示第11号

政治資金規正法(昭和23年法律第194号)第17条第1項の規定により政治団体から解散に係る収支に関する報告書の提出があったので、同法第20条第1項の規定によりその要旨を次のとおり公表する。

平成25年 3月15日

兵庫県選挙管理委員会
委員長 武 田 丈 蔵

収支報告書の要旨(政党の支部)

(単位 円)

平成24年解散分

国民新党憲友会兵庫県支部

報告年月日 24. 01. 20

期間 24. 01. 01～24. 01. 20

1 収入総額	30,129
前年繰越額	30,129
2 支出総額	30,129
3 支出の内訳	
政治活動費	30,129
組織活動費	30,129

国民新党兵庫県第九選挙区支部

国会議員関係政治団体の区分

法第19条の7第1項第1号

公職の候補者の氏名

宮 本 一 三

公職の候補者に係る公職の種類

参議院議員

報告年月日 24. 10. 04

期間 24. 01. 01～24. 09. 30

1 収入総額	0
2 支出総額	0

自由民主党姫路清章会支部

報告年月日 24. 03. 07

期間 24. 01. 01～24. 02. 29

1 収入総額	809,073
前年繰越額	809,073
2 支出総額	0

自由民主党兵庫県芦屋市第二支部

報告年月日 24. 07. 18

期間 24. 01. 01～24. 07. 06

1 収入総額	451,000
本年收入額	451,000
2 支出総額	451,000
3 本年收入の内訳	
寄附	451,000
個人分	451,000
4 支出の内訳	
政治活動費	451,000
(うち本部又は支部に対して供与した交付金に係る支出)	450,000
寄附・交付金	450,790
その他の経費	210
5 寄附の内訳	
(個人分)	
幣 原 都	451,000 芦屋市

自由民主党兵庫県尼崎市第二支部

報告年月日 24. 03. 29

期間 24. 01. 01～24. 03. 29

1 収入総額	1,821,780
前年繰越額	1,821,780
2 支出総額	0

自由民主党兵庫県神崎郡第一支部

報告年月日 24. 06. 13

期間 24. 01. 01～24. 06. 10

1 収入総額	65,960
前年繰越額	65,951
本年收入額	9
2 支出総額	0
3 本年收入の内訳	
その他の収入	9
一件10万円未満のもの	9

自由民主党兵庫県神戸市垂水区第一支部

報告年月日 24.08.01

期間 24.01.01～24.08.01

1 収入総額	0
2 支出総額	0
3 資産等の内訳 (借入金)	
新 原 啓 子	7,275,000

自由民主党兵庫県姫路市第四支部

報告年月日 24.05.31

期間 24.01.01～24.05.31

1 収入総額	0
2 支出総額	0

自由民主党八千代町支部

報告年月日 24.03.15

期間 24.01.01～24.03.01

1 収入総額	1,313
前年繰越額	1,313
2 支出総額	0

みんなの党神戸市会第9支部

報告年月日 24.10.11

期間 24.01.01～24.09.12

1 収入総額	100,000
前年繰越額	100,000
2 支出総額	100,000
3 支出の内訳	
政治活動費	100,000
寄附・交付金	100,000

みんなの党兵庫県議会第3支部

報告年月日 24.03.09

期間 24.01.01～24.03.09

1 収入総額	560,240
前年繰越額	560,240
2 支出総額	0

収支報告書の要旨 (資金管理団体)

(単位 円)

平成24年解散分

伊丹政経懇話会 (丈賛会)

資金管理団体の届出をした者の氏名

武 田 丈 蔵

資金管理団体の届出に係る公職の種類

兵庫県議会議員

報告年月日 24.01.30

期間 24.01.01～24.01.25

1 収入総額	34
前年繰越額	34
2 支出総額	0

岩下秀則後援会

資金管理団体の届出をした者の氏名

岩 下 秀 則

資金管理団体の届出に係る公職の種類

三木市議会議員

報告年月日 24.03.29

期間 24.01.01～24.03.28

1 収入総額	42,942
前年繰越額	42,942
2 支出総額	0

うつだ剛之後援会

資金管理団体の届出をした者の氏名

打 田 剛 之

資金管理団体の届出に係る公職の種類

兵庫県議会議員

報告年月日 24.03.09

期間 24.01.01～24.03.09

1 収入総額	0
2 支出総額	0

大前よしまさと姫路の明日を考える会

資金管理団体の届出をした者の氏名

大 前 喜 聖

資金管理団体の届出に係る公職の種類

姫路市議会議員

報告年月日 24.12.11

期間 24.01.01～24.10.31

1 収入総額	0
2 支出総額	0

「活力21」島垣晃後援会

資金管理団体の届出をした者の氏名

島 垣 晃

資金管理団体の届出に係る公職の種類

養父市長

報告年月日 24.07.05

期間 24.01.01～24.06.30

1 収入総額	236,940
前年繰越額	236,940
2 支出総額	0

河村慶彦後援会

資金管理団体の届出をした者の氏名

河 村 慶 彦

資金管理団体の届出に係る公職の種類

尼崎市議会議員

報告年月日 24.03.28

期間 24.01.01～24.03.28

1 収入総額	403,320
前年繰越額	403,320
2 支出総額	0

北浦義久後援会

資金管理団体の届出をした者の氏名

北 浦 義 久

資金管理団体の届出に係る公職の種類

兵庫県議会議員

報告年月日 24.07.13

期間 24.01.01～24.07.02

1 収入総額	922
--------	-----

前年繰越額		922
2 支出総額		0
清元功章後援会		
資金管理団体の届出をした者の氏名	清 元 功 章	
資金管理団体の届出に係る公職の種類	兵庫県議会議員	
報告年月日	24. 03. 07	
期間	24. 01. 01～24. 02. 29	
1 収入総額		67,444
前年繰越額		67,444
2 支出総額		0
倉谷政策研究会		
資金管理団体の届出をした者の氏名	倉 谷 八千子	
資金管理団体の届出に係る公職の種類	川西市議会議員	
報告年月日	24. 01. 11	
期間	24. 01. 01～24. 01. 10	
1 収入総額		0
2 支出総額		0
こうべ新風会		
資金管理団体の届出をした者の氏名	浜 崎 盛 史	
資金管理団体の届出に係る公職の種類	神戸市議会議員	
報告年月日	24. 04. 02	
期間	24. 01. 01～24. 04. 02	
1 収入総額		16,531
前年繰越額		16,531
2 支出総額		0
里美会		
資金管理団体の届出をした者の氏名	何 里 美	
資金管理団体の届出に係る公職の種類	兵庫県議会議員	
報告年月日	24. 03. 29	
期間	24. 01. 01～24. 03. 23	
1 収入総額		0
2 支出総額		0
上馬いさむ後援会		
資金管理団体の届出をした者の氏名	上 馬 勇	
資金管理団体の届出に係る公職の種類	川西市議会議員	
報告年月日	24. 03. 29	
期間	24. 01. 01～24. 03. 29	
1 収入総額		0
2 支出総額		0
新賀保後援会		
資金管理団体の届出をした者の氏名	新 賀 保	
資金管理団体の届出に係る公職の種類	猪名川町議会議員	
報告年月日	24. 03. 29	
期間	24. 01. 01～24. 03. 20	
1 収入総額		0
2 支出総額		0
すがはら優子後援会		

資金管理団体の届出をした者の氏名	菅 原 優 子	
資金管理団体の届出に係る公職の種類	兵庫県議会議員	
報告年月日	24. 07. 31	
期間	24. 01. 01～24. 07. 31	
1 収入総額		0
2 支出総額		0
滝田ゆか・後援会		
資金管理団体の届出をした者の氏名	滝 田 ゆ か	
資金管理団体の届出に係る公職の種類	高砂市議会議員	
報告年月日	24. 05. 28	
期間	24. 01. 01～24. 05. 28	
1 収入総額		11,355
前年繰越額		11,355
2 支出総額		0
田中渡政治研究会		
資金管理団体の届出をした者の氏名	田 中 渡	
資金管理団体の届出に係る公職の種類	西宮市議会議員	
報告年月日	24. 04. 25	
期間	24. 01. 01～24. 04. 25	
1 収入総額		0
2 支出総額		0
中川ちようぞう後援会		
資金管理団体の届出をした者の氏名	中 川 暢 三	
資金管理団体の届出に係る公職の種類	加西市長	
報告年月日	24. 07. 20	
期間	24. 01. 01～24. 07. 20	
1 収入総額		29,893
前年繰越額		29,893
2 支出総額		29,893
3 支出の内訳		
政治活動費		29,893
寄附・交付金		29,893
中田香子を支援する会「グループ波」		
資金管理団体の届出をした者の氏名	中 田 香 子	
資金管理団体の届出に係る公職の種類	兵庫県議会議員	
報告年月日	24. 02. 22	
期間	24. 01. 01～24. 01. 30	
1 収入総額		0
2 支出総額		0
中村修一後援会		
資金管理団体の届出をした者の氏名	中 村 修 一	
資金管理団体の届出に係る公職の種類	芦屋市議会議員	
報告年月日	24. 06. 12	
期間	24. 01. 01～24. 05. 05	
1 収入総額		44,250
前年繰越額		44,250
2 支出総額		0

氷見彰弘後援会

資金管理団体の届出をした者の氏名
 資金管理団体の届出に係る公職の種類
 報告年月日 24. 03. 12
 期間 24. 01. 01～24. 02. 29

氷 見 彰 弘
 加東市議会議員

1 収入総額	338
前年繰越額	338
2 支出総額	0

ふくなみ睦夫後援会

資金管理団体の届出をした者の氏名
 資金管理団体の届出に係る公職の種類
 報告年月日 24. 02. 06
 期間 24. 01. 01～24. 02. 06

福 浪 睦 夫
 神戸市議会議員

1 収入総額	0
2 支出総額	0

堀充至後援会

資金管理団体の届出をした者の氏名
 資金管理団体の届出に係る公職の種類
 報告年月日 24. 04. 13
 期間 24. 01. 01～24. 03. 31

堀 充 至
 加古川市議会議員

1 収入総額	48,950
前年繰越額	48,950
2 支出総額	0

水野もりひろ後援会

資金管理団体の届出をした者の氏名
 資金管理団体の届出に係る公職の種類
 報告年月日 24. 03. 05
 期間 24. 01. 01～24. 03. 05

水 野 守 弘
 姫路市議会議員

1 収入総額	0
2 支出総額	0

収支報告書の要旨（その他の政治団体）

（単位 円）

平成24年解散分

青木佑剛後援会

報告年月日 24. 07. 02
 期間 24. 01. 01～24. 07. 02

1 収入総額	0
2 支出総額	0

青山かつみ後援会

報告年月日 24. 03. 22
 期間 24. 01. 01～24. 02. 29

1 収入総額	0
2 支出総額	0

赤穂と上郡を笑顔にする会

報告年月日 24. 03. 30
 期間 24. 01. 01～24. 03. 29

1 収入総額	0
2 支出総額	0

足立修後援会

報告年月日 24.07.03

期間 24.01.01～24.06.30

1 収入総額	0
2 支出総額	0

新しい町をつくる会

報告年月日 24.10.26

期間 24.01.01～24.10.26

1 収入総額	0
2 支出総額	0

尼崎に新しい風・村上まさあきの会

報告年月日 24.04.02

期間 24.01.01～24.03.30

1 収入総額	0
2 支出総額	0

尼崎をあいさつの街におはようこんにちわの会

報告年月日 24.07.02

期間 24.01.01～24.06.29

1 収入総額	0
2 支出総額	0

石井孝後援会

報告年月日 24.03.09

期間 24.01.01～24.03.09

1 収入総額	23,000
前年繰越額	23,000
2 支出総額	0

石橋かんじ後援会

報告年月日 24.03.19

期間 24.01.01～24.03.19

1 収入総額	0
2 支出総額	0

いそがい匡仁後援会

報告年月日 24.04.02

期間 24.01.01～24.04.01

1 収入総額	5,802
前年繰越額	5,802
2 支出総額	0

伊丹百年会議

報告年月日 24.06.11

期間 24.01.01～24.06.10

1 収入総額	0
2 支出総額	0

市来ばん子後援会「イチバン元気会」

報告年月日 24.04.02

期間 24.01.01～24.03.30

1 収入総額	23,657
前年繰越額	23,657
2 支出総額	0
猪名川つつじの会	
報告年月日 24.04.06	
期間 24.01.01～24.04.06	
1 収入総額	0
2 支出総額	0
上田保夫後援会	
報告年月日 24.03.02	
期間 24.01.01～24.02.29	
1 収入総額	0
2 支出総額	0
大辻ともかずの会	
報告年月日 24.03.26	
期間 24.01.01～24.03.26	
1 収入総額	0
2 支出総額	0
大辻ともかずを支援する会	
報告年月日 24.03.26	
期間 24.01.01～24.03.26	
1 収入総額	630,916
前年繰越額	630,916
2 支出総額	0
岡坂峰雄後援会	
報告年月日 24.04.06	
期間 24.01.01～24.04.06	
1 収入総額	0
2 支出総額	0
岡崎政治経済研究所	
報告年月日 24.10.04	
期間 24.01.01～24.09.30	
1 収入総額	0
2 支出総額	0
岡田哲和後援会	
報告年月日 24.04.12	
期間 24.01.01～24.03.31	
1 収入総額	0
2 支出総額	0
加西刷新の会	
報告年月日 24.07.31	
期間 24.01.01～24.07.20	
1 収入総額	0
2 支出総額	0

かつら隆司後援会

報告年月日 24.04.02

期間 24.01.01～24.04.02

1 収入総額	0
2 支出総額	0

加東市を元気にする会

報告年月日 24.03.12

期間 24.01.01～24.02.29

1 収入総額	0
2 支出総額	0

上谷まさひろ後援会

報告年月日 24.09.11

期間 24.01.01～24.09.10

1 収入総額	0
2 支出総額	0

川重労組神戸船舶支部政治活動委員会

報告年月日 24.09.13

期間 24.01.01～24.08.31

1 収入総額	42,348
前年繰越額	42,348
2 支出総額	0

川見和秀後援会

報告年月日 24.02.21

期間 24.01.01～24.01.30

1 収入総額	0
2 支出総額	0

倉谷八千子後援会

報告年月日 24.01.11

期間 24.01.01～24.01.10

1 収入総額	0
2 支出総額	0

小林喜文後援会

報告年月日 24.12.28

期間 24.01.01～24.12.26

1 収入総額	105,140
前年繰越額	105,102
本年收入額	38
2 支出総額	98,436
3 本年收入の内訳	
その他の収入	38
一件10万円未満のもの	38
4 支出の内訳	
経常経費	98,436
事務所費	98,436

近藤キシ子支援会

報告年月日 24.03.22

期間 24.01.01～24.03.20

1 収入総額	0
2 支出総額	0

坂下賢治後援会

報告年月日 24.03.22

期間 24.01.01～24.03.20

1 収入総額	22,641
前年繰越額	22,641
2 支出総額	0

三田創生の会

報告年月日 24.01.20

期間 24.01.01～24.01.17

1 収入総額	0
2 支出総額	0

次代の兵庫をつくる伊丹市民の会（伊丹会）

報告年月日 24.01.30

期間 24.01.01～24.01.25

1 収入総額	38
前年繰越額	38
2 支出総額	0

スィープネット灘

報告年月日 24.04.03

期間 24.01.01～24.04.03

1 収入総額	0
2 支出総額	0

高木よしあき後援会

報告年月日 24.03.27

期間 24.01.01～24.03.21

1 収入総額	0
2 支出総額	0

高田勝之コミュニティ

報告年月日 24.02.28

期間 24.01.01～24.02.28

1 収入総額	0
2 支出総額	0

高塚ばんこサポーターズ

報告年月日 24.03.07

期間 24.01.01～24.03.07

1 収入総額	0
2 支出総額	0

高橋敏之後援会

報告年月日 24.12.28

期間 24.01.01～24.12.28

1 収入総額	404,586
前年繰越額	404,586

2 支出総額		0
3 資産等の内訳 (借入金)		
高橋敏之	3,000,000	

田川貴子後援会

報告年月日 24.03.28

期間 24.01.01～24.03.21

1 収入総額		137,185
前年繰越額		137,185
2 支出総額		0

谷口享子後援会

報告年月日 24.12.06

期間 24.01.01～24.12.06

1 収入総額		825,495
前年繰越額		825,495
2 支出総額		0

寺谷健後援会

報告年月日 24.07.25

期間 24.01.01～24.06.30

1 収入総額		3,787
前年繰越額		3,787
2 支出総額		0

戸井田とおる後援会

報告年月日 24.03.29

期間 24.01.01～24.03.29

1 収入総額		0
2 支出総額		0

時崎巖後援会

報告年月日 24.04.02

期間 24.01.01～24.03.31

1 収入総額		25,751
前年繰越額		25,751
2 支出総額		0

富田ひろき後援会

報告年月日 24.03.22

期間 24.01.01～24.03.22

1 収入総額		0
2 支出総額		0

なだ隆彦後援会

報告年月日 24.03.28

期間 24.01.01～24.03.28

1 収入総額		0
2 支出総額		0

西脇多可絆の会

報告年月日 24.03.02

期間 24.01.01～24.02.29

1 収入総額	0
2 支出総額	0

野上和雄後援会

報告年月日 24.11.19

期間 24.01.01～24.11.12

1 収入総額	127,474
前年繰越額	19,389
本年收入額	108,085
2 支出総額	127,474
3 本年收入の内訳	
寄附	108,085
個人分	108,085
4 支出の内訳	
経常経費	88,364
備品・消耗品費	78,664
事務所費	9,700
政治活動費	39,110
組織活動費	39,110
5 寄附の内訳	
(個人分)	
野 上 和 雄	108,085 三田市

野上和雄と明日の三田を考える会

報告年月日 24.11.19

期間 24.01.01～24.11.12

1 収入総額	265,045
前年繰越額	15,045
本年收入額	250,000
2 支出総額	260,508
3 本年收入の内訳	
寄附	250,000
個人分	250,000
4 支出の内訳	
経常経費	4,338
備品・消耗品費	2,728
事務所費	1,610
政治活動費	256,170
組織活動費	40,920
機関紙誌の発行その他の事業費	215,250
宣伝事業費	215,250
5 寄附の内訳	
(個人分)	
野 上 和 雄	250,000 三田市

浜崎もりふみ後援会

報告年月日 24.04.02

期間 24.01.01～24.04.02

1 収入総額	84,357
前年繰越額	84,357

2 支出総額	0
阪神政経研究会	
国会議員関係政治団体の区分	法第19条の7第1項第2号
公職の候補者の氏名	宮 本 一 三
公職の候補者に係る公職の種類	参議院議員
報告年月日 24.10.04	
期間 24.01.01～24.09.30	
1 収入総額	0
2 支出総額	0
東影昭後援会	
報告年月日 24.04.05	
期間 24.01.01～24.03.31	
1 収入総額	330,000
前年繰越額	330,000
2 支出総額	0
東国隆後援会	
報告年月日 24.04.06	
期間 24.01.01～24.04.06	
1 収入総額	0
2 支出総額	0
人と緑心ふれあう交流のまち朝来市をつくる会	
報告年月日 24.02.21	
期間 24.01.01～24.01.30	
1 収入総額	0
2 支出総額	0
兵庫県珠算普及政治連盟	
報告年月日 24.06.08	
期間 24.01.01～24.06.08	
1 収入総額	94,114
前年繰越額	94,114
2 支出総額	0
兵庫県中村ひろひこ後援会	
報告年月日 24.09.26	
期間 24.01.01～24.09.20	
1 収入総額	277,218
前年繰越額	277,218
2 支出総額	277,218
3 支出の内訳	
政治活動費	277,218
組織活動費	43,568
寄附・交付金	233,650
ひらの園美を応援する会	
報告年月日 24.03.14	
期間 24.01.01～24.03.14	
1 収入総額	0

2 支出総額	0
藤井たかお後援会	
報告年月日 24. 01. 26	
期間 24. 01. 01～24. 01. 25	
1 収入総額	0
2 支出総額	0
藤井玉夫後援会	
報告年月日 24. 03. 26	
期間 24. 01. 01～24. 02. 29	
1 収入総額	147, 814
前年繰越額	147, 806
本年收入額	8
2 支出総額	0
3 本年收入の内訳	
その他の収入	8
1件10万円未満のもの	8
藤本正昭後援会	
報告年月日 24. 04. 12	
期間 24. 01. 01～24. 03. 31	
1 収入総額	0
2 支出総額	0
藤原宏晃後援会	
報告年月日 24. 06. 11	
期間 24. 01. 01～24. 06. 10	
1 収入総額	0
2 支出総額	0
前田みつぐ行政研究所	
報告年月日 24. 03. 26	
期間 24. 01. 01～24. 03. 26	
1 収入総額	0
2 支出総額	0
前田守彦を育てる会	
報告年月日 24. 03. 02	
期間 24. 01. 01～24. 03. 01	
1 収入総額	0
2 支出総額	0
まさひら要後援会	
報告年月日 24. 01. 16	
期間 24. 01. 01～24. 01. 16	
1 収入総額	0
2 支出総額	0
三木の改革を継続する市民の会	
報告年月日 24. 03. 30	
期間 24. 01. 01～24. 03. 30	

1 収入総額	0
2 支出総額	0
水野雅広後援会	
報告年月日	24.09.11
期間	24.01.01～24.09.06
1 収入総額	0
2 支出総額	0
道上よしたか後援会	
報告年月日	24.05.22
期間	24.01.01～24.05.22
1 収入総額	0
2 支出総額	0
みやの敏明君に明石を任せたい勝手連	
報告年月日	24.03.28
期間	24.01.01～24.03.28
1 収入総額	0
2 支出総額	0
宗行やすよし後援会	
報告年月日	24.07.05
期間	24.01.01～24.07.05
1 収入総額	13
前年繰越額	13
2 支出総額	0
もて木みち子と共に歩む会	
報告年月日	24.03.26
期間	24.01.01～24.03.01
1 収入総額	58,033
前年繰越額	58,033
2 支出総額	0
森田たき子後援会	
報告年月日	24.07.02
期間	24.01.01～24.06.30
1 収入総額	0
2 支出総額	0
山田としお後援会	
報告年月日	24.03.01
期間	24.01.01～24.03.01
1 収入総額	0
2 支出総額	0
山中たかし後援会	
報告年月日	24.04.05
期間	24.01.01～24.04.05
1 収入総額	0
2 支出総額	0

山本史朗後援会

報告年月日 24. 11. 29

期間 24. 01. 01～24. 11. 29

1 収入総額	0
2 支出総額	0

横尾正信応援団

報告年月日 24. 03. 16

期間 24. 01. 01～24. 03. 09

1 収入総額	0
2 支出総額	0

吉川金一後援会

報告年月日 24. 08. 10

期間 24. 01. 01～24. 07. 31

1 収入総額	0
2 支出総額	0

吉富幸夫後援会

報告年月日 24. 03. 28

期間 24. 01. 01～24. 03. 28

1 収入総額	16,763
前年繰越額	16,763
2 支出総額	0

和田金男後援会

報告年月日 24. 03. 28

期間 24. 01. 01～24. 03. 25

1 収入総額	131,034
前年繰越額	131,027
本年收入額	7
2 支出総額	131,034
3 本年收入の内訳	
その他の収入	7
1件10万円未満のもの	7
4 支出の内訳	
経常経費	131,034
人件費	100,000
備品・消耗品費	31,034